

社会福祉法人等による県営住宅の使用に関する取扱要領

(対象事業)

第2 対象事業は、次のいずれかの事業（以下「グループホーム事業等」という。）とする。

- (1) 公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省令・建設省令第1号。以下「省令」という。）第1条の規定に定めるところにより、次のいずれかに該当する事業
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第8項に規定する小規模住居型児童養育事業
 - イ 老人福祉法（昭和38年法律第133条）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業
 - エ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第8条第2項第2号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業（地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。）
- (2) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業

(運営主体)

第3 運営主体は、省令第2条の規定に定めるところにより、次のいずれかの者（以下「社会福祉法人等」という。）とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (4) 一般社団法人又は一般財団法人
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第1号）に基づき設立された特定非営利活動法人
- (6) 小規模住居型児童養育事業を行う者で児童福祉法第27条第1項第3号の規定により県から委託を受けているもの又は児童自立生活援助事業を行う者で同法第33条の6第1項の規定により県から委託を受けているもの
- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者で、同法第8条第7項に規定する通所介護を行うもの、同法第53条に規定する指定介護予防サービス事業者で第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護を行うもの、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者で同法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護を行うもの又は同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者で同法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者で共同生活援助を行うもの

(県営住宅使用の許可要件)

第4 建設事務所長（以下「所長」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、県営住宅使用の許可（以下「使用許可」という。）をできないものとする。

- (1) 県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障がある場合
- (2) 県営住宅の本来の入居対象者への供給に支障が生じる場合
- (3) グループホーム事業等の円滑な実施が担保されていない場合

(使用許可戸数)

第5 所長が使用許可できる県営住宅の戸数は、団地管理戸数のおおむね1割以内とする。ただし、団地管理上、所長が支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(使用許可を行わない住宅)

第6 所長は、次のいずれかに該当する県営住宅は、使用許可を行わないものとする。ただし、(1)又は(3)の住宅で、所長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 建替え及び住戸改善の計画をしている団地の住宅
- (2) 用途廃止が決定している団地の住宅
- (3) 事業主体変更が決定している団地の住宅
- (4) 特定目的住宅（昭和63年12月1日付住総発第124号住宅局長通達「特定目的公営住宅について」に定める住宅）